



## 4月から電力の小売り 自由化が始まります！

今まで家庭で使う電気は、地域の電力会社（関東地方は東京電力株式会社）からのみ購入できましたが、4月から法律が改正され、購入先（小売電気事業者）を自由に選択できるようになります。多くの事業者が小売業に参入し、営業活動が本格化しますので、十分に説明を聞いて契約を結ぶようにしましょう。

### ■自由化に向けての注意点等

- ▼4月1日までに手続きしなくても、電気はとまりません。現在供給を受けている電力会社から引き続き供給されます。
- ▼どの事業者から買っても、家庭に届く電気の「質」は同じです。どの家庭でも同じ電気が供給されます。
- ▼メーターは、今後計画的に30分単位の細かな計量や遠隔での計量等ができる「スマートメータ」に取り替えられます。原則費用はかかりませんが、別途工事費用がかかる場合があります。
- ▼電気を販売する事業者は、法律により国の登録が必要です。資源エネルギー庁ホームページで確認できます。

### ◎確認ポイント

- ▽国の登録を受けた事業者か
- ▽料金や契約期間、解約等諸条件について、書面で説明を受けたか
- ▽電話勧誘だけで承諾するのではなく、契約内容を確認し納得して契約する

\* \* \* \* \*

### ◆悪質事業者に注意

- ▼3月までに契約しないと、電気がこなくなると言われた
- ▼国の登録を受けていないのに、「登録を受けた」と言って営業しおている
- ▼「うちの電気は停電しにくい電気だ」と勧誘している
- ▼電気と〇〇をセットにすれば安くなると言われ、希望しない商品とセット販売された
- ▼口頭の説明だけで書面を渡さない 等

### ■問合せ・相談

- ▽電力自由化に伴う不審な電話等について・・・消費者相談室（☎5604-7055）
- ▽電力自由化について・・・電力自由化に関する問い合わせ  
経済産業省 ☎0570（028）555
- ▽電力自由化の契約時のトラブル等の相談  
電力取引監視等委員会 相談窓口 ☎（3501）5725